

令和8年度児童相談所における第三者評価業務受託法人評価基準兼評点表

法人名： _____

審査者名： _____

5 特に優れている 4 優れている 3 適切である 2 不十分な点がある 1 妥当でない

※ただし、項目5については、該当あれば1点

No.	項目	評価の着眼点	評価 (5~1) ※項目5は該当 あれば1点	係数	点数	満点	基準
1	法人の 運営能力	(1) 法人の児童福祉施策、こどもの権利擁護に関する理解		2	0	10	こどもの権利擁護等に関する現状を踏まえ、支援が必要な児童等の現状を理解し、本業務において受託法人が担うべき役割の認識が適切か。
		(2) 法人の児童相談所・一時保護所、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設の第三者評価に関する実績		2	0	10	当該業務の目的を達成するために十分な実績があるか。また、着実な業務の実施を期待できるか。
2	業務の 実施内容	(1) 業務実施の方針、考え方		2	0	10	・当該業務の目的を踏まえ、それに沿った内容が示されているか。 ・関連法令（児童福祉法等）やガイドラインを踏まえた実施がうかがえるか。
		(2) 評価方法の妥当性・具体性		2	0	10	・次の各手法について、具体的で効果的かつ実現性のある方法が示されているか。 「自己評価」「関係機関アンケート」「職員ヒアリング」「資料分析」「子どもへのアンケート等」 ・その他の手法が示されている場合は、それもまた同様なものと言えるか。
		(3) 現場の実態・本音の把握		3	0	15	ヒアリングを「評価の核心」と捉えているか。 ・現場の実態・本音を引き出せる設計か。 ・ヒアリング対象（職種・階層）の設定が適切か。 ・時間配分が現実的か。 ・職員が心理的に安心して話せる工夫（守秘、場づくり）が示されているか。 ・誘導的・断定的な聞き方にならない配慮があるか。 など
		(4) 業務実施の効果		2	0	10	フィードバック・評価報告書が、課題の明確化及び改善に資するものと期待できるか。
3	業務の 実施体制	業務内容に即した評価員の配置		2	0	10	児童相談所に係る実態、課題及び子どもの最善の利益並びに権利擁護の確保について、適切になおかつ、より質の高い評価をできる者が複数名配置されているか。 (例) 児童相談所・児童福祉施設等の従事経験者、社会福祉士有資格者、弁護士など
4	適正・適切な業務 実施	(1) 個人情報の管理		1	0	5	個人情報の取扱いの基本的な考え方を理解し、情報管理を組織的に行う体制が整っているか。
		(2) 子どもへの配慮		3	0	15	子どもへのアンケート等の実施に当たって、子どもの権利と心理的安全性に配慮をした実施が適切かつ具体的に示されているか。 (指標例) ・実施の必要性、対象範囲について慎重な整理がなされているか。 ・年齢・発達段階に応じた方法（表現、媒体等）が示されているか。 ・回答後のフォロー（不安・動揺への対応）が想定されているか。 など。 「どうやるか」よりも「どう守るか」が意識されているか。
5	ワーク・ライフ・ バランスに関する取組	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満の場合のみ加算）		1	0	1	ワーク・ライフ・バランスを推進する企業であるか。
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定（従業員101人未満のみ加算）		1	0	1	
		次世代育成支援対策推進法による認定（くるみんマーク）の取得		1	0	1	
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得		1	0	1	
		よこはまグッドバランス企業認定の取得		1	0	1	
合 計					0	100	